

令和6年第13回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和6年10月15日（火） 午後6時～

早良区役所 応接室

議 題

- 1 衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第3区における投票所内の候補者の氏名等
掲示の掲載順序を定めるくじの実施について . . . P. 1

- 2 そ の 他
今後の委員会開催予定について . . . P. 3

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第3区における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの実施について

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第3区における早良区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序について、公職選挙法第175条第3項の規定により、くじを行うもの。

(参考)

1 掲載順序は、くじにより定まった順に右端から順次左に行う。

ただし、2段以上設けた場合は、右上欄から右下欄の順に、順次左に行うものとする。

2 くじの方法は、次のとおりとする。

(1) 候補者届出番号を候補者の固有番号とする。

(2) くじは候補者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒を用い、くじ箱から最初に取り出されたくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を掲載順序の第1とし、2番目に取り出されたくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を第2とする。

以下、順次くじを行い、くじ棒が取り出された順序を当該くじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者の掲載順序とする。

(投票記載所の氏名等の掲示)

公職選挙法第175条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙につき、その選挙の当日、衆議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所に衆議院名簿届出政党等の名称及び略称の掲示並びに投票所内のその他の適当な箇所に衆議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲示を、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名(第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者にあつては、氏名及び当選人となるべき順位。次項において同じ。)の掲示を、その他の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に公職の候補者の氏名及び党派別(衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該候補者に係る候補者届出政党の名称。以下この条において同じ。)の掲示をしなければならない。ただし、第46条の2第1項に規定する方法により投票を行う選挙にあつては、この限りでない。

2 略

3 第1項の掲載の順序は、衆議院(比例代表選出)議員の選挙にあつてはいずれの掲示の掲載の順序も同一となるように都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、その他の選挙にあつては市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに、当該選挙の公示又は告示があつた日において第86条第1項から第3項まで、第86条の2第1項、第86条の3第1項又は第86条の4第1項若しくは第2項の規定による届出をすべき時間が経過した後に行うくじで定める順序による。ただし、衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙について当該くじを行つた後、第86条第8項又は第86条の4第5項、第6項若しくは第8項の規定による届出があつた場合(これらの規定による届出のあつた公職の候補者の全員が候補者でなくなつたときを除く。)は、これらの規定の期間が経過した後市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに改めて行うくじで定める順序による。

そ の 他

今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	開始時刻	場 所
第14回	臨時	10月24日（木）	午後6時	早良区役所 応接室
第15回	臨時	10月27日（日）	午前10時	
第16回	定例	11月20日（水）	午前10時	早良区役所 中会議室
第17回	定例	12月2日（月）	午前10時	
（令和7年） 第1回	定例	1月20日（月）	午前10時	
第2回	定例	2月20日（木）	午前10時	